

山口輝臣著『明治国家と宗教』を批判する

—特に学説の整理と問題設定における学問的倫理性について—

新 田 均

□ 要 旨

山口輝臣著『明治国家と宗教』は、以下の二点において、学問的倫理性に欠けるものである。

① 本書の根幹をなす「国家と宗教との関係を宗教という観念の定着過程から考察する」という問題設定は山口氏のオリジナルではない。にもかかわらず、これまでの研究において問われたことがないなどと、山口氏独自のものであるかのように装っている。

② ①の問題設定の意義を高めるために行われている研究史の整理は、先行学説に対する内在的理解に基づく批判的吟味ではない。自らが依拠する場合には実名を伏せ、批判する場合には名前を挙げるといふ狡猾な手法で、先行学説を歪曲ないし矮小化し、自らが批判の対象として設定した村上説の修正派という枠組みに強引に当てはめているにすぎない。

本稿は、この二点を明らかにするために、基本的問題設定をおこなっている「はじめに」を吟味したものである。

□ キーワード

学問的倫理性 山口輝臣 明治国家 宗教

はじめに

平成一一年六月、山口輝臣著『明治国家と宗教』が東京大学出版会より刊行された。私は、これほど才気にあふれ、しかし、これほど学問的倫理性を欠いた研究書をはじめて読んだ。このような物言いから、本書に対する批評をはじめなければならぬことを大変残念に思う。

私これから主に取り上げようとする問題は、先行研究を整理し、自らの議論の前提を整える際の書き方、学問上の作法というものに関わっている。自分の研究の前提を整える際には、先行学説を正確に整理し、先行学説と自らのオリジナルな主張とをキッチリと書き分けること、さらに、先学によって既に引用されている史料―特に学説に影響をあたえるようなもの―については、その最初の引用者をできるかぎり註記すること、これらは論文作成上の基本的なルールであると、私は教えられてきた。けれども、最近の論文には、このような作法に忠実でないものが目立つ。文章の分かりやすさを優先させた結果、煩雑になりやすい引用や註記を避けて、話しの筋に重点を置いて物語るというスタイルのものである。

そのような書き方が行われることの意義を、私は全面的に否定するものではない。しかし、そこには必ずから文章の目的と役割に応じた区別が存在すべきだと思う。概説書や新書などにおいては、むしろストーリーに重点をおいた記述がのぞましいであろう。しかし、学術論文は違う。先行学説を検討・吟味して前進することを本質とする学術論文においては、文章の不体裁や難解さといった犠牲をはらってでも、先学の努力の跡の紹介は怠るべきでないと思う。私がこのようにすることにこだわるのは、「区別」こそ学問の要諦であると考えているからである。そして、自己の説と

他者の説との区別は、その根本であり、これが曖昧になることは、学問の正確性ばかりでなく、その倫理性をも喪失させることになるのではないかと恐れるからである。

本書においても、先行学説と自説とを区別せずに、というよりも、意図的に混ぜ合わせたような箇所が目につく。それは特に、先行学説を整理し、基本的問題設定をおこなっている「はじめに」において著しい。ここでは、如何なる記述が行われているのか、山口氏の目次設定に従って、以下で検討してみよう。その際、まず山口氏の論旨を要約し、続いて私の批評を註記するというスタイルをとることにした。

一 国家神道という整理

(1) 国家神道の「発見」 (2) 国家神道の「流通」

まず、山口氏は、国家神道という語の整理を、加藤玄智らによる国家神道の「発見」から神道指令による国家神道の「流通」へ、という筋で語りはじめる「1」。この物語の中で、山口氏は、加藤以前にも「国家神道」の使用例があることを指摘し「2」、加藤の「国家神道」論の意義について、次のように解説している。「よってもし仮に加藤の独創というべきものがあるとしても、それはそうした区分「神道を国家的神道と宗派的神道とに区分し、さらに国家的神道を神社神道と国体神道とに区分して理解すること―引用者註」の「発見」にあるわけではない。それは区分された各々へ、行政上の名称から離れ、学問という立脚点から名称を付け替えたこと、そしてさらに、この点とも大いに関係しているが、その一方である国家(的)神道に、神社ないし神社神道という語には包摂し難い国体神道という側面を見出す

山口輝臣著「明治国家と宗教」を批判する(新田)

うとしたことにある〔3〕(二二三頁)。

〔1〕 この筋は、W・P・ウッダード、高橋史朗、大原康男氏らの問題提起を基礎として、私が「加藤玄智の国家神道観」(『宗教法』第一四号、平成七年一〇月。後に『近代政教関係の基礎的研究』大明堂、平成九年四月、に所収)において展開したものであるが、そのことに對する言及は全くない。

〔2〕 山口氏は、加藤玄智を待たずとも、「国家神道ないし国家的神道」といった言葉を使っている例を指摘することも可能である(二二頁)と書き、ここに「神祇官の創設を目指し尽力を続けた小田貫一が、明治四一年に衆議院の委員会において使用している例など。『帝國議會衆議院委員會議録』四八(東京大学出版会、一九八八年)一六九頁(二四頁)と註記している。山口氏は、簡単に書いているが、従来「国家神道」は神道指令以後に使われるようになったとの説が有力であった。この説に對して、帝國議會における小田貫一の發言を引用して、訂正を加えたのは阪本是丸氏であった(『国家神道についての覚え書』『現代のエスプリ』昭和から平成への天皇論』至文堂、平成二年一月、一七八頁)。しかし、山口氏は、史料の存在を指摘するのみで、阪本氏がはじめて小田の發言を指摘し、「国家神道」の使用開始に関する通説を修正した業績については言及していない。

〔3〕 加藤の「国家神道」論を問題にしているのに、加藤の著作に逐一あたってそれを分析した唯一の業績である、拙稿「加藤玄智の国家神道観」を無視しているのはどうしてなのか。それはともかく、拙稿を無視した結果、山口氏は、大変な誤りを犯している。当初の加藤は、井上哲次郎が用いた「国体神道」「神社神道」「宗派神道」という区分に従っていた。したがって、「国体神道」の「側面を見出そうとした」のは加藤の独創ではない(ただし、「国体神道」を国家儀礼として捉える井上の説から次第に離れて、「国体神道」を学校教育や政治の精神として捉

えるようになったところは加藤の独創である。そして、まさに加藤の独創というべきものは、昭和元年刊行の「STUDY OF SHINTO, The Religion of the Japanese Nation」において、「国体神道」「神社神道」「宗派神道」と並列する区分をやめて、「国体神道」と「神社神道」とを包摂し、「宗派神道」と並列される「State Shinto〈国家的神道〉」という区分を「発見」したことにあるのである。

(3) 国家神道の「研究」

次に、山口氏は、「時間軸へ大まかに沿って国家神道の意味するところの変遷を整理」(八頁)するという観点から、国家神道の研究史を論じている。それによれば、国家神道研究は、藤谷俊雄氏を経て、村上重良氏によって「大きな展開を見せ、国家神道はひとつの明確な像をもつ」(四頁)に至った。村上説は「神社神道と皇室神道との結合に国家神道を見た」(四頁)ものであり、また、国家神道が教派神道・仏教・キリスト教に君臨した体制としての国家神道体制という概念を「創出」(五頁)したものであって、この見解が「定説化した」(五頁)。しかし、その後、宮地正人氏の研究を除いて、村上説を継承し深化させる方向で対象に挑む研究者はほとんど登場しなかった。そして、多くの研究者は村上説の部分的な修正を企てていくが、その割合早い例として中島三千男氏の論文を挙げることができる。さらに、修正の結果村上説とはかなり異なる国家神道論を展開するに至ったものとして平野武氏の見解を位置づけることができるという。

ここで山口氏は平野説を、「宗教たる教派神道とは区別された神社神道という存在に国家神道の中心を見出したもの」(七頁)と要約し、この見解が現在の「定説ならざる多数派の意見」(六頁)ではないかと推定している「4」。

平野説をさらに推し進めると「国家神道を神社神道と同一のものと考えての見解」（七頁）に行き着くことになり、「阪本是丸が積極的に展開してきたのがまさにそれ」（七頁）であったとする〔5〕。

- 〔4〕以下、学問的倫理性に直接関わるものでなくとも、本稿の立論に関係する部分については、適宜、山口氏の議論の問題点を指摘することにした。私は、平野説は村上説と中島説の粗雑な折衷にすぎず、とても修正説の代表と見なすことはできないと考えている。これについては、拙稿「近代政教関係についての一史論―「国家神道」論を超えて―」（『皇學館論叢』第三一巻第一号、平成一〇年二月、八一―七頁）、シンポジウム「近代日本の政教関係の枠組みをめぐって―特に「国家神道」を中心として―」（『皇學館大學神道研究所紀要』第一五輯、平成一一年三月、一三一―五頁）を参照されたい。また、平野氏本人が「国家神道については様々に説明されているにしても、それが近代天皇制国家の国家宗教であり、日本の伝統的な宗教の一つである神社神道を国家が全面的に掌握し、皇室神道と結びつけて国家宗教としたものと考えてよからう」（傍線引用者、「政教分離裁判と国家神道」法律文化社、平成七年三月、二三二頁）と明言している以上、彼の議論が「神社非宗教論を軸にしている」と断定することには問題がある。それを言うなら、むしろ、中島三千男氏の議論こそ、注目すべきであろう。
- 〔5〕この研究史の整理においては、山口氏自身の理解の進行過程（あるいは理論的整理の結果）と、研究そのものの歴史的進展過程が混同されている。確かに、阪本是丸氏が自己の研究の位置を確認するにあたって、あらかじめ研究対象を特定しないという非科学的な方法によって生ずる無用・有害な混乱をさけるために、「とりあえず」神道指令に規定された国家神道の定義に依拠することを明言したのは事実である（『国家神道形成過程の研究』岩波書店、平成六年一月）。しかし、このような阪本氏の立場は、この時にはじまったものではないし、国

家神道を神社神道の国家管理状態に限定する見解は、山口氏自身も認めているように、阪本氏以前の研究者（例えば、梅田義彦、西田廣義、葦津珍彦。もっとも、梅田氏は、他方において加藤玄智の説にも依拠しており、その議論には混乱が見られる）たちが保持していたものである。そうだとすれば、時間軸に沿った場合、平野説を推し進めた結果、国家神道を神社神道と同一のものと考える見解に行き着いたとは言えず、それは単に山口氏の頭の中だけのストーリーにすぎない。

（４）国家神道をめぐる「空洞化」

学説史を整理した上で、山口氏は、国家神道をめぐる「空洞化」が、今日の問題点であるとして、それを、定説の「空洞化」、像の「空洞化」、研究の「空洞化」という三つの視点から論じている。この内、像の「空洞化」については、「大部分の研究は、村上への修正・批判という形で構成されていた。そのため、個々の論点における問題点の指摘と言ったレベルを超え、自前の国家神道像を構築していこうとする者はなかなか現れなかった」（九頁）と述べている〔6〕。

〔6〕これは、とんでもない誤解、ないしは先行学説の軽視である。未完成であるとはいえ、中島三千男氏や安丸良夫氏の説は、その構造や時代区分において、十分に村上説に比肩し得る可能性を持った議論であり、そこに自前の国家神道像を構築していこうとする意思がなかったなどどうして断定できるのか、私には理解できない。このような断定の背後には、多量の先行論文と史料とを駆使してスケールの大きな論文を書こうとする者

に往々に見られる傾向、すなわち、個々の論文や史料についての読み込みの浅さ、が存在しているように思われる。

中島・安丸両氏の見解については、拙稿「国家神道」論の系譜」(下)〔皇學館論叢〕第三二卷第二号、平成一年四月)を参照をされたい。なお、私は、平野説についても目前の国家神道像を構築しようとする意思がなかったとは思わない。ただ、そのような意思があったにもかかわらず、成功はしなかったと思っただけである。付言すると、私は、先行学説を厳しく吟味することと、お手軽に批判することとは、明確に区別されるべきものだと思っている。

(5) 国家神道研究と「国家と宗教」研究

山口氏は、国家神道研究を時間軸にそって考察した結果、「近代日本における国家と宗教との関係を研究することは、すなわち国家神道を研究することである、とは言えなくなった」(一一頁)と主張〔7〕し、「国家と宗教との関係という対象そのものへ向かっていけば良いとの方向性」(一一頁)を示唆する。

〔7〕 私が個別研究の結果導き出した「国家神道」という用語を、近代日本の政教関係の全体を包含する用語として用いることは不適切であると考えられる〔近代政教関係の基礎的研究〕三四二頁)との提起は、この部分の主張と十分関連した、あるいは発想を刺激したものと思われるが、註記すらない。

二 「国家と宗教」という課題

(1) 「国家と宗教」の再考

さて、山口氏は、国家と宗教との関係の検討を、神社非宗教論に対する評価の吟味から始めて、次のような問題提起を行っている。「神社非宗教論は虚偽であり、国家神道は宗教にはかならないという主張は、研究者のあいだでは共通認識に近いものとなっていた。——(中略)——なぜなら、神社が宗教ではないという言明は、現在を生きる多くの人たちにとつて、確かにおかしく感じられるからである。自らがおかしいとか疑問に思ったことから研究をはじめるとするならば、国家神道の中心に神社非宗教論を持つてくる発想は、実に素直に納得できるものに違いない。だがこの素直さに陥穽はないか」〔8〕(一三頁)。

〔8〕 山口氏は言及していないが、この問題提起も既に私が十一年も前に行ったものである。また日本の政教関係についての論文を書き始めたばかりのころ、今日の「宗教」意識を自明の前提として近代日本の宗教行政の重要な命題であった神社非宗教論が批判されていることに疑問を持ち、明治初期の「宗教」意識の形成過程について調べてみた。この時の調査は、まことに断片的なもので、先行研究をみつめて、それを繋ぎ合わせたものにすぎなかったが、それでも、自分の疑問に確信を持つことはできた。そこで、「神道非宗教論の展開——統神社非宗教論再考序説——」(「法と秩序」第一〇二号、昭和六三年五月。後に「近代政教関係の基礎的研究」に所収)とい

山口輝臣著「明治国家と宗教」を批判する(新田)

う論文の中に、「宗教」という言葉について」という節をおいた。

この節の冒頭で、私は次のような問題提起を行っている。「ところで、宮沢俊義教授は神社非宗教論を批判して、「神社が本来宗教であることは明らかである」と述べておられる。この発言が、現在においてそう判断できるということにとどまらず、当時においてもそうであつたと主張するものであるとすれば、そこには一定の前提がなければならない。それは（およそ現在「宗教」という言葉で一括される）諸宗教を包括する類概念が存在し、その概念が社会に相当に、つまり社会通念といえる程に、浸透しているということである。こうした状況は神道・神社非宗教論発生当時存在したのであるうか」（四四―四五頁）。

この問題提起に続けて、諸氏の研究を紹介し、「宗教」が不変の概念ではなく歴史的に形成された概念であること、そして、その変遷との関係を考えなければ神道・神社非宗教論は適切に理解できないことを主張した。私は次のように書いている。

「以上のことからすれば、神道非宗教論が唱えられた当時、類概念としての「宗教」は未だ未成熟であつたといえよう。換言すれば、あるものを「明らかに宗教」と断定する基準は存在していなかつたのである。しかし、信教自由論や政教分離論の浸透は、政府が行政上「宗教」と認定するものの確定を余儀なくした。そして、ここには各宗派の利害が大きく関係していた。神道非宗教論は、そうした状況の中で行われた、「行政上の宗教概念」を確定する模索の一例であり、神社非宗教論は、神道から宗教的要素を除去する企てをおこなつた後の命題だつたのである」（四六頁）。

類概念としての宗教の使用・定着について論じたものは、それまでにもあつたが、この問題を政教関係との関わりで論じ、宗教概念の変遷という視点からの考察の重要性を示唆したのは、この論文が最初ではなかつた

かと思う（ただし、加藤玄智を除けばであるが）。

（2）神社非宗教論の再考

つぎに、山口氏は、神社非宗教論が政治的にも宗教的にも多様な人々に支持されていた事実から次のことが理解できるといふ。「第一に、神道ないし神社を宗教としない人々は、数的に見ても、また社会に対する影響力という点から評価しても、小さな存在ではないことである。しかし第二に、彼らを何らかの方向性や意図を共有したひとつの集団と見ることは到底できないということである」（一三頁）。

この二つを理解する上で、山口氏は「彼らは政府の宣伝に惑わされたのだ、といった解釈」（一四頁）をまず最初に却下する。ついで、「政府以外の集団―例えば真宗など―の影響に帰する見解も、論者の多様性から考えて、成立は困難であろう」（二四頁）と述べて、私の研究を批判している「9」。その上で、「神道や神社が宗教ではないという議論それ自身が、一定の説得力を持つものとして、共有されていたのである」（一四頁）との仮説を提示している。

〔9〕 この批判において、山口氏は、社会意識レベルと政治的意思決定レベルという異なった次元の問題を混同している。私が論じたのは、神社非宗教論が政府の行政原則となる上で真宗の動きが決定的に重要であったということであって、社会意識レベルで真宗が決定的な役割を果たしたなどとは言っていない。そして、社会意識レベルの問題については、近世の思想状況の検討が必要であると指摘しておいた（近代政教関係の基礎的研究三四四頁）。依拠できる部分については名前を伏せて適当につまみ食いし、批判点だけは名前を挙げる、しかも、

じっくり読みもせず、自らの主張に不利な部分は適当にカットする、こんな無礼な読み方・書き方を、私ははじめて見た。しかも、私に対してばかりではない。後に見るように、これは本書を貫く基本姿勢なのである。

(3) 宗教の再考

続いて、山口氏は、神社非宗教論の広範な共有という仮説を証明し、また国家神道研究という枠組みにとらわれずに近代日本における国家と宗教との関係へ接近するためには、「宗教という観念についての考察を欠かすことはできない」(一四頁)と主張している[10]。

そして、「宗教とは何か」という問いが回答可能かどうかなど分らない、だが、宗教とは何であると考えられているのかについては、ある程度の回答が可能である—そう考え、そこを腑分けすることからはじめよう。あまり対象を限定せず、むしろいささか雑多な存在が、宗教という観念を軸に編成されていく過程のダイナミズムを捉えていこう。そしてこれらを手始めに、国家と宗教との関係を考えていくことにしよう」(二五—六頁)と述べた後で、次のように続けている。「こうして国家神道研究の整理からはじめながら、国家と宗教との関係如何と課題を掲げること、研究は意外な地平へ導かれていく。これまでの研究において問われることなく、しかしこれなくして課題への接近が取り得ない問題、つまり宗教という観念の定着過程を追うという作業へである。そしてこの作業を経ることによって、一度はゆらぎかけた国家と宗教との関係如何という最初に設定した課題の考察を、ようやくある程度は安定した基礎の上に展開することが出来るのである」[11] (傍線引用者、一六頁)。この文だけを素直に読めば、「政教関係解明のために宗教という観念の定着過程を追う」という問題設定は当然に山口氏のオリジナルである、と誰もが思うだろう。

〔10〕 「神道非宗教論の展開」の執筆以後、今日の人々が自明の前提としている言葉（観念）に対する疑いは、私の中で次第に大きな問題意識となつていき、制度面の検討と併せて、私の政教関係研究の柱の一つになった（特に、私の関心は「国家神道」という言葉（観念）の歴史と内実が中心となった）。このような問題意識を提供してくれた「宗教」の出現・変遷過程をもっと追求してみたいという気持ちは持ち続けていたものの、本格的に取り組むまでには至らず、他のテーマで史料を読んでいるときにたまたま発見したことを、断片的に記録するにとどまっていた。たとえば、宗教学者・加藤玄智の国家神道論について研究している時に、彼の著作の中に「宗教」の成立についての考察が含まれていることを発見し、「加藤玄智の国家神道観」（平成七年一〇月）において「“Religion”の訳語としての「宗教」の成立史を研究したのは、本書「加藤玄智『神道精義』昭和十三年二月」が最初ではないか」（二二五頁）と指摘し、ここで加藤が、訳語の「宗教」はキリスト教と仏教だけを含むものであったと論じていることを紹介した後で、「もしも、加藤の分析通りであったとすれば、明治期の宗教をめぐる議論を今日の常識に当てはめて、解釈したり、判断したりすることは、大きな誤解を招くことになりかねない。それは、むしろ、今日の常識が形成される過程であったと見たほうがよいのではないだろうか」（二三〇頁）と註記した（この論文を拙著『近代政教関係の基礎的研究』に収めるにあたって、この註は省略した。それは、第三章第七節の「宗教」という言葉について」と主張が重複しているような気があったからである）。また、加藤が、神社非宗教論は、主張された当時は賢明な策であったが、時世の進歩、「宗教学」の発達によって、神社非宗教論を押し通すことが難しくなつたと指摘していることも紹介した（加藤玄智『神社問題の再検討』昭和八年五月、四四頁。前掲拙稿、二二二頁）。

山口輝臣著『明治国家と宗教』を批判する（新田）

このように、未だ問題提起に止まっていた私の議論を応用し、実証的な論証のレベルにまで引き上げてくれた研究が、山口氏の「宗教の語り方」(年報・近代日本研究・18・比較の中の近代日本思想)平成八年一月)であった。この論文において、山口氏は、二〇世紀開幕の前と後とで、宗教の語り方が変化したことを指摘し、その変化の要因を宗教学の成立に見る見解を示した。これは明らかに、私の問題提起と、私が引用した加藤玄智の言葉とを参照した上での議論であった。このように言えるのは、山口論文の中で、私の「加藤玄智の国家神道観」が註記されているからである(九八頁)。ところが、どうしたことから、その註記は、山口論文の発想の根幹に関わる部分との関連においてではなく、加藤が「神社非宗教論を貫こうとする神社人や教育者に抗して、「国家的神道」の宗教性を強く打ち出した論点を提示していく」(九〇頁)という部分に付されていた。この引用の仕方は、間違いとは言えないが、私の問題提起と山口論文の基本的発想との関わりを、巧妙に隠した形になっていた。私はこのことに何となく違和感を覚えたが、当時はそのことよりも、私の問題提起が応用・展開されて、それによって宗教政策における一九世紀と二〇世紀とを区別できるという議論の出現を喜んだ。そして、宗教観念の変遷という論点の重要性をいっそう強調して、近代政教関係の分析視角の三つの柱の内の一つとして、政府(集団)と「宗教」(観念)との関係という見方を据えることを提唱した(近代政教関係研究についての一試論―「国家神道」論を超えて―『皇學館論叢』第三二卷第一号、平成一〇年二月)。もちろん、山口氏の論文の存在は註記した。

「11」 「意外な地平」とは何か。既に読者にはお分かりのことと思うが、それは加藤玄智が夙に切り開き、私が再発見した地平である。このことについて、ここでは三つのことを述べておきたい。

① 私の見るところ、本書の根幹をなしている問題設定は、「国家と宗教との関係を宗教という観念の変遷

から考察すること」と「宗教という觀念の変遷の主因の一つを宗教学の發達に見出そうとすること」の二点である。この二点は、私の問題提起と、私が抜き出した加藤玄智の言葉に由来している。わずかな問題提起や引用から、これほどの本を構想した山口氏の応用の才能と努力を私は高く評価する。また、私の個々の問題提起を組み合わせた文脈は山口氏独自のものであり、論証過程にオリジナルな工夫のあることを認めるのもやぶさかでない。しかし、その發想そのものは、山口氏の巧妙な隠蔽工作にもかかわらず、明らかに山口氏独特のものではなく、そのオリジナリティーは認められない。

② この地平への到達過程がすべて、私のオリジナルなものであると主張するつもりはない。加藤の先行研究によって目を開かれ、山口氏による応用があつてようやく視野が広がった地平である。しかし、この地平が、山口氏が独自に發見したものでないことは明らかであり、これまでの研究において問われることがなかったなどというのは言語道斷である。それなのに、山口氏は、何故、こんなことを強弁したのだろうか。おそらく、それは、①で述べた二つの問題設定こそ本書全体の根幹をなすものであることを山口氏自身が自覚しており、そこにオリジナリティーがないとなると、本書の存在価値が減じてしまうと恐れたからではあるまいか。

③ どのような学説・問題提起も、各研究者独自の整理・論証過程の文脈に組み込まれば、完全にもとのままの姿をとどめるわけにはいかない。各論者による再解釈や加工がほどこされ、そこに新たなオリジナリティーが生まれることもある。既に述べたように、「はじめに」における個々の論点の組み合わせ方は、山口氏自身のものである。しかし、だからといって、そこに組み込まれた先行の学説・問題提起の本来の提起者、あるいは史料の發見者の存在を無視して、すべてを自分のオリジナルのように書いてよいということにはならない。

(4) 国家神道像の再考

本節において、山口氏は、自身が抽出した一と見せかけた一問題設定が、いかに価値高さものであるか、いかに可能性に富んだものであるか、を説明することに努めている。この記述には、本書の執筆姿勢の問題点が凝縮されているので、要約せずにそのまま引用し、逐条的に批判してみたい。まず、本節は、従来の学説に共有されていたと彼が考えるものを指摘することからはじめられている。

そうした作業を行ってみると、他の論者による国家神道像と村上の像との相違が意外なほど少ないことに気付く。その類似点をまとめるとこうなるだろう。

まず国家神道と国家神道体制という二本立ての構成をとる。また明治維新から敗戦までの普通言うところの戦前期をひとつの時代として対象とする。そしてその区分された時期を、成立―(確立)―展開―崩壊というアナロジーで捉える「12」。

例えば平野のものは、中島三千男の研究などを参考に、国家神道体制の成立と確立とを分離させ、その成立については村上とはほぼ同じ時期に、また確立については日清・日露戦争の前後に設定している「13」。阪本は成立と確立とを明確に分けていないが、国家神道の成立したのは明治末期とする点では平野に近い「14」。しかしその後にも国家神道(体制)は安定したものではなかったという点を強調している「15」。

先に村上説への国家神道像の集中について、定説である村上説への依存度の高さ、修正を試みる側へも及ぶ定説の影響力といったことを指摘したが、ここでもうひとつ、修正派の説と村上説との類似も挙げなくてはなるまい。村上のもの以外に独自の国家神道像が存在しているように見えなかったのは、彼以外の人物の提示した像が、

その骨格において村上のものと一致していたためでもあった「16」。(傍線引用者、一七頁)

[12] こんな粗雑な整理で、先行学説を括り、切り捨てられてはたまらない。政教関係研究が「明治維新から敗戦までの普通言うところの戦前期をひとつの時代として対象とする」のは、歴史学一般において、それを近代と称してひとまとめにする「近代史」という時代区分が存在し、それが一つの専門分野として認知されているから政教関係研究も一応それにしたがっているまでのことであり、国家神道研究のみに共通する特徴として指摘できるような代物ではない。したがって、国家神道研究の特徴として考察すべきは、時代区分の仕方、特にそこに質の相違を認めるのか否かであり、単に「アナロジー」などと名づけて簡単に切り捨てられる問題ではない。そして、近代を等質の時代として、まさに一つの時代として捉えているのは村上氏のみであって、むしろいくつかの質の相違をみとめる見解が今日では通説化してきている。これを明確に言語化している例としては、安丸良夫「近代天皇像の形成」(岩波書店、平成四年五月、一九四―五頁)、阪本是丸「国家神道形成過程の研究」(岩波書店、平成六年一月、四頁)がある。

[13] この平野説の整理(特に中島説との関連の指摘)は、平成九年一〇月二五日に皇學館大學神道研究所でおこなわれたシンポジウム「近代日本の政教関係の枠組みをめぐって―特に「国家神道」を中心として―」において、出席予定であった平野氏のレポートを読み上げた後で、解説を加えた時に、私が述べたことである。確かに、山口氏も以前に平野説を取り上げているが(「明治憲法下の神祇官設置問題―政教関係に関する一考察―」【史学雑誌】第一〇二編第二号、平成五年二月、二八頁)、時代区分についても、中島説との関連についても言及してはいない。そして、このシンポジウムに、山口氏はコメンテーターとして出席していた(「皇學館大學神道研究所紀要」第一

山口輝臣著「明治国家と宗教」を批判する(新田)

五輯、平成十一年三月、参照)。おそらく、このシンポジウムの後に、山口氏はこの部分を「大急ぎで」書いたであろう。そのために、平野氏の国家神道体制論への中島説の影響については、うまく自己の文脈の中に位置付けることができず(平野説を「定説ならざる多数説」とした部分では、中島説の影響に触れていない)、時代区分についてのみその影響を述べるといふ不整合を残してしまったのではなからうか。

- [14] 阪本説に対して、どうしてこんなもつてまわつた言い方をしたのだらうか。時代区分については、『国家神道形成過程の研究』の冒頭において、阪本氏自身が、安丸氏の「明治初年の祭政一致や神道国教主義と、十五年戦争期の超国家主義や神道の強制という二つの時期のあいだに、固有の近代日本があつたと考えると、別な構図が浮かびあがってくる」(近代天皇像の形成「一九四頁」との文章を引用した後で、「この安丸氏の指摘・提案は、氏も述べているように中島三千男氏や赤澤史朗氏の業績に既に見られており、また本書もこの「構図」を基本的には踏襲している」(四頁)と明確に述べている箇所を引用すればこと足りる。ところが、山口氏がそうしなかつたのは、ここを引用すると、各論者の時代区分の力点が「質」の相違を認めるところにあることが露見して、「戦前期を一つの時代として対象とする」との括り方の不備が見すかされてしまうからであろう。
- [15] 時代区分の話しをしているのに何故このようなことを付け加えているのか意図が分からない。しかし、もしそれを言うなら、これを明言して学界に衝撃を与えた中島三千男氏の業績をはずすわけにはいかないだろう(「明治憲法体制」の確立と国家のイデオロギー政策―国家神道体制の確立過程―『日本史研究』一七六号、昭和五二年四月、一九〇頁)。
- [16] 「村上のもの以外に独自の国家神道像が存在しているように見えなかった」のは、山口氏自身の問題であり、それは「彼以外の人物の提示した像が、その骨格において村上のものと同じしていたため」ではなく、山口氏

の読みが浅いために、骨格における相違を読みとることができず、極めて抽象的で、学説としてはほとんど意味のない一致しか引き出せなかったからである。この私の議論が、単なる言いがかりかどうかについては、拙稿「国家神道」論の系譜（上）（下）（『皇學館論叢』第三二卷第一号、平成二年二月、同第三三卷第二号、平成一年四月）を参照して検討していただきたい。

以上のようにして、従来の学説をひとまとめにした後、山口氏は、次のような批判を展開している。

何を国家神道と見るかについて相違しつつも、国家神道研究は、こうした点を共有した上でおこなわれた。そして、それ故、相互の議論間の相違、より正確には村上説との相違は、国家神道はいつ成立あるいは確立したと見るのかという点へと、矮小化されていったのである〔17〕。

もつともこれしか違いがないなどと断じてしまうと、国家神道研究に触れたことのある人には、研究者相互の鋭くて感情的なあの対立とは一体何なのかという疑問が残るだろう〔18〕。それは、簡単に言えば、そうした国家神道（体制）の強さや大きさの評価をめぐる対立である。日本の近代は、思想に関しては、国家神道によって方向付けられていたと述べる村上の強大かつ抑圧的な国家神道像に対し、かたや不安定さや脆弱性を強調する〔19〕。そしてこうした国家神道像の評価の問題は、政教分離裁判などと総称されることもある様々な訴訟を通じて、現在のアクチュアルな問題とも接続し得るため、対立は学問内にはとどまらなくなり、一層激しいものになっていく。こうした側面における対立が、国家神道の定義における相違を覆い、村上説とそれ以外という、これまで何度も指摘してきたように、即物的に検討すればあまりにも単純すぎる研究整理を再生産してきたひとつの素地であった〔20〕。また現在の訴訟などあまり関心のない研究者が、国家神道研究に寄り付かなくなる理由のひ

とつでもあるだろう。(一七—八頁)

[17] そのように見えるのも、山口氏の読み込み不足のためにすぎない。構造、時代区分、個々の事件についての認識と評価について、重大な相違がいくつも存在していることについても、拙稿「国家神道」論の系譜(上)(下)を参照されたい。ここまで読んできて思ったことであるが、山口氏には、史料を丁寧を読むことが大切であるという認識はあるのかもしれないが、他人の論文を丁寧を読むことも同様に大切であるという認識が欠けているのかもしれない。それは、論文に凝縮された先学の努力に敬意を払い、その恩恵に感謝するという心が欠けているせいかもしれない。

[18] 研究者相互の鋭くて「感情的な」あの対立とは、一体何のことを指しているのだろうか。印象批評ではないのだから、具体的に示してもらいたい。

[19] ここで山口氏は、不安定さや脆弱性を強調する例として、百地章「憲法と政教分離」(成文堂、平成三年一月)を註記している。そして、山口氏が百地氏の業績に触れているのは本書の中でここだけである。ここには、自らの立論の根拠やヒントとなる問題提起については黙って借用し、批判する場合には名前を明記する、そうやってほとんどすべての先学の否定的な面を強調することによって、自らの業績の価値を高からしめようとする本書に一貫した書き方が象徴的にあらわれている。山口氏は、後の部分で「国家神道とか国家神道体制研究といったものを、一度は放棄しなければ」(二八頁)と主張する。そうであるならば、百地氏の業績の内で、山口氏が第一に触れなければならぬのは、当時の諸外国の制度との比較という観点から近代日本の政教関係は「公認教制」ではないかと主張した部分、すなわち、国家神道という枠をはずした視点を提示している部分で

なければならぬはずである（『憲法と政教分離』三三頁）。

他の先学についても同様の扱いが行われている。例えば、阪本是丸氏の業績については、「阪本是丸のものはじめ、読む者に、着実な印象と安心感とを与える研究は存在する。しかし、そうした印象は、国家神道というものを神社神道へと限定するという代償の上に獲得されたものにはかならない。いわば対象の縮小により得られた平安なのである。だがこの平安は、国家（的）神道論の素志と反した面がある」（二〇頁）と批評している。それでは、阪本氏自身は、自己の研究をどのように位置付けているのか。阪本氏は言う。「なにゆえ国家神道が成立して二十数年の後に、まさに国家神道の制度を調査・検討する政府の調査会が設置されねばならなかったのか。この理由・背景の解明こそ、国家神道研究の掛け値なしの究極の課題であり、目的であろう。

むろん、本書の研究は此の解明に向けたささやかな一歩であるにすぎず、「究極の課題」の解明にはほど遠いものであることはいうまでもない。しかしながら、本書は、これまでなかば自明のこととしてほとんど検討されてこなかった、国家神道とは「宮中祭祀」と「神社神道」との「結合」である、という理解そのものの再検討を企図したものでり、これなくして解明への第一歩は踏み出せないと確信している」（傍線引用者、「国家神道形成過程の研究」一一頁。なお、「近代日本の政教関係の枠組みをめぐって―特に「国家神道」を中心として―」四六一七頁の阪本氏の発言も参照）。これをどう読めば、縮小による平安などという評価がでてくるのか。阪本氏の業績について述べようとするならば、まず言及しなければならぬことは、ここで阪本氏自身が述べているように、それまで誰も検証の対象としなかった「国家神道とは宮中祭祀と神社神道とを結合したものである」という命題を実証研究の俎上に載せて、反証したことである。しかも、阪本氏は、それだけで「平安がえられる」という山口氏の言うような妄想はいだいていない。阪本氏の素志に反して、阪本説を矮小化しているのは、山

口氏自身である。

さらに、大石眞氏についても、阪本説の支持者、並びに井上毅が宗教政策を構想するにあたって用いた史料の紹介者として触れているにすぎない（二五頁と二〇三頁）。しかし、政教関係研究における大石氏の最大の業績は、戦前における公法学者の政教関係についての諸業績を紹介して、いわゆる国家神道研究から抜け落ちていた領域のあることを示唆したことにある（『憲法と宗教制度』有斐閣、平成八年一〇月、五一―九頁。なお、前掲拙稿「近代政教関係研究についての一試論」一七頁も参照されたい）。この研究も国家神道研究を「一度は放棄」すべきだと主張する、山口氏の発想の根拠となっていたはずである。

ここで取り上げた先生方は、近代日本政教関係研究の枠組みを問い直すために私が企画したシンポジウムに協力してくださった方々である。そして、従来の国家神道研究を乗り越えるために様々な提言をしてくださった。これらの方々が、村上説に対する単なる修正派といった範疇におさまらないことは、このシンポジウムに参加し、これらの諸先生の意見を踏み台として、本書を書いている山口氏自身が一番よく知っていることであろう。

あらためて言う。国家神道研究そのものは矮小なものではない。また、従来の国家神道研究でこと足れりとしている研究者もほとんどいない。国家神道研究が矮小化されたのは、研究史の事実の上においてではなく、まさに本書における山口氏の記述においてである。

[20] 村上説とそれ以外という「あまりにも単純すぎる研究整理を再生産してきた」とは、一体、誰のことを指しているのか分らない。ただはつきりしていることは、傍線を付した部分から明らかなように、山口氏自身もその一人だということである。ただ、山口氏の場合は、単純すぎる整理の上に、抽象的すぎる類似性を載せて

いるにすぎない。

このような批判につづけて、山口氏は、自らの研究上の立場・見解を次のように表明している。

現状をこのように捉えてみれば、何を国家神道と見るかといった実際には存在する相違点を隠蔽しかねない、こうした対立の当事者の一方に追従して議論を展開したところで、研究にもたらずものが僅かしかないと容易に理解されよう。これまでの対立を引き継いでいては、これまでの成果すら継承できないかもしれない〔21〕。なすべきことはそうではない。国家神道という概念規定における相違にもかかわらず、国家神道研究のあいだで本当に共有されていたものから問い直していくことである。戦前期という時期区分で対象を区切り、しかもそれを誕生から死へと至る生き物の物語と構成していくことによって、視野から落ちていったものはないのか〔22〕。そしてそれは落ちていくがままにしておいても構わぬものであったか。これまでの研究における硬直性の原因と予測される前提から考えていかななくてはならない。そしてそれこそが、国家と宗教との関係如何と問いかけ、宗教という観念の成立からはじめることとなった本研究の当然の要請でもあるだろう。(一八頁)

〔21〕 ここには、実際に存在する相違点を隠蔽しておいて、従来の学説を一括して否定し、そうやって我一人の自由の天地を構築してつまらぬ争いをしている下々の者を睥睨し、学説の審判者を気取っている者の傲慢な横顔が映し出されている。

〔22〕 このように批判しているからといって、山口氏が戦前期という区切り方を超えた何かを示しているかといえは、そうではない。一九世紀と二〇世紀とで宗教の語り方に変化があつことが示されているだけである。した

がって、今のところ、戦前期という時代区分の中の小さな区切りとして一九世紀と二〇世紀との相違が指摘されれているにすぎない。

そして、彼の立場から見て、もつとも再考の必要があるものとして、国家神道ないし国家神道体制が他の分野との関連で占めている位置を確認すること、を指摘している。

そうした国家神道研究における共有物のなかでも、とりわけ再考の要があるのが、国家神道ないし国家神道体制の領分ともいべきものだろう。領分という言葉やや曖昧な言葉で意味しようとしているものは、あるものがそれと関連する領域のなかで占めている地位や重要性・位相といったものである〔23〕。こうしたものを考えるには、国家神道とか国家神道体制といったものを、一度は放棄しなければ不可能であろう。なぜなら、国家神道と国家神道体制との二重構造によって遂行され、近代日本の国家と宗教との関係を国家神道体制と名付けてきたこれまでの研究においては、いみじくもその言葉が示唆しているように、枠組み自体に国家神道を中心とする視点が埋め込まれており、そうしたなかでは、国家神道（体制）の領分を問うという視点は、不可能とは言わないまでも、まず生じてこないといつてよいからである〔24〕。だが、領分を考えることなくして国家神道像の評価をめぐる先鋭な対立を融和させることなどあり得ない〔25〕。（一八一―九頁）。

〔23〕 このような問題意識は、「近代日本の政教関係の枠組みをめぐって―特に「国家神道」を中心として―」における諸氏の討論の中で、それこそ共有されていたものである。このことは山口氏自身がその発言の中で認めている。「阪本是丸さんなどの研究によって、神道指令の定義にあるような国家神道の制度面がかなり詳しく

わかつてきた。その一方で、国家神道体制といいますが、レジームをもう一度論じ直してみたいという雰囲気
が、各先生方に見えるような気がしました。実は私もそう感じていたわけです。――(中略)――先程いった細
かい意味での国家神道を超えた何かを考える時に、そのような研究「国民統合論・権力論など」引用者註」を参
考にして、神社の社会における領分、大きさというものは、一体どの程度だったかというのを、考えていき
たいなと今日は思いました」(四八頁)。

〔24〕これはまさしく、私が一貫して主張してきたものであり、私のオリジナルである。例として、「神道非宗教
論の展開」(昭和六三年五月)から引用しよう。

「すでに述べたことから、真宗が明治前半期の宗教政策形成の重要な主体であったことは明らかであると思
われる。これまでの先行研究においても、真宗教団の活躍についてはしばしば言及されてきた。しかし、その
場合には、政府の宗教政策に対する抵抗者としての位置づけしか与えられず、政策の形成過程における重要な
主体という位置づけが与えられることはなかった。それは何故であろうか。思うに、真宗と長州との幕末以来
の提携関係が見落とされてきたこともその一因であったろう。しかし、さらに大きな要因は「国家神道」とい
う言葉の呪縛であったと思われる。この言葉は、戦後、宗教史家が明治以降の宗教行政を論ずる際の鍵概念と
して用いられてきた。この言葉を用いる以上、宗教政策の主体を国家または神道とすることが暗黙の前提とな
る。したがって、この言葉を分析の中心に据えている限り、如何なる事実といえども、この前提に抵触しない
ように意識的あるいは無意識的に変容させられざるをえなかったのではなからうか。そもそも、国家神道とい
う言葉が戦前の宗教行政史を研究する際の鍵概念として用いられるようになった契機は、占領軍が発した神道
指令の中で、この言葉が使用され、定義(?)されたことであつた。したがって、それは必ずしも宗教史研究

の内在的發展によるものではない。にもかかわらず—安丸良夫氏の表現借りて言えば—国家神道という言葉は、戦後の宗教史家の上に超然とたち、共通に仕えなければならぬ至高の原理となり、各史家はそれに仕える上でいかに有効・有益かを競ってきた。まことに「太初に言あり、・・・万の物これに由りて成り、成りたる物に一つとして之によらで成りたるはなし」だったのである（四六一七頁）。

〔25〕 山口氏は、自らの力によって「国家神道像の評価をめぐる先鋭な対立を融和させること」を志しているようだ。しかし、私は、先行研究を、「硬直性の原因」を指摘するだけで葬り去り、宗教という觀念の変遷という問題設定をするだけで一挙にことを解決できるとは思わない。宗教という觀念の変遷という問題設定は魔法の杖ではない。先行研究も「硬直性」という名の下に一挙に否定し去ることができるほど薄っぺらなものではない。この問題設定はたしかに新しい像を描く上で有効である、と私も思っている。ただしそれは、新しいカンバスが用意されたことを意味するにすぎず、そこに像を描くにあたっては、従来の国家神道研究が問題としてきたことを、やはり一つ一つ検証していくという地道な作業を行う他はない。予め特定の問題設定をしておいて、後は適当な事実をそれに当てはめて配列するという手法では、「国家神道」論を超えたことにはならないのである。

三 本書の構成と概要

本節において、山口氏は、国家と宗教との関係を宗教という觀念の定着過程から明らかにするという根本課題を追求する際の方法論、およびその際の個別的な論点について説明している。そして、ここからが実は、彼のオリジナル

な部分なのである。

山口氏は、本書の扱う時期を、明治初年から二〇年代前後の時期（一九世紀後半）と三〇年代から明治の終焉まで（二〇世紀初頭）の二つの時代に区分している。そして、前者を論じる第一部を、宗教という觀念の生成と定着を追求するところからはじめると述べている。その際の方法は、宗教の「語り方」（その時点である事柄を論ずるにあたって、誰もが踏まえざるを得ないような問題設定や理由付けなど）に注目することであると述べている「26」。

次に、この宗教形成期の考察につづいて、「明治国家形成期の国家と宗教との関係を正面から扱」（二二頁）う章を並べたと記している。そして、ここにおける基本的論点は「宗教政策というものへも再考」（二二頁）を迫ることであるという。この論点は、さらに、①「宗教政策なるものはそれ自身の論理で展開しているかどうか」（二二頁）、②「そもそも「宗教政策なるものが存在したかということ自体」（二二頁）に分けられている。そして、①については「必ずしも宗教政策の論理がそのまま貫徹しているとは言い難い」（二二頁）、②については「仮に宗教という枠組を用いて、その枠組みにあてはまるものを対象にして行われる政策を宗教政策とすれば、この時期にそうしたものはなかったと言わねばなるまい。――（中略）――右のような定義による宗教政策というものがはじまったと言えるのは、一九世紀最後の年に世を騒がせた宗教法案からだろう」（二二―二二頁）と予め結論を提示している。

さらに、「宗教政策」がなかったことは、国家と宗教との関係に何事も起こらなかったことを意味しないともし、むしろ「雑多な問題群が、国家と宗教との関係という問題へと整理されていく過程と見ることでこの時期は、宗教というものを形成期の国家とどう関係付け、制度化していくかという難問を、政府に突きつけていたのである」（二三頁）と述べている「27」。そして、この観点から、「社寺に対する制度化としての神仏教導職廃止と管長制への移行」と、「神社改正之件」について論じるのだと説明している。

山口氏は「神社改正之件」について次のように書いている。「神社改正之件」は特になじみがないものだろう。これは、一九世紀において二〇世紀の国家と神社との関係を構想した、極めて包括的な政策である。明治二〇年前後に新たに創建されたいくつかの神社をもってこの時期を描くといった思い付き的な手法ではなく、そうした神社をも含む神社を対象とした政策を厳密に検討することで、政府による神社処遇の全体像を、正確に描くことができるだろう〔28〕（二二頁）。

第二部においては、「憲法制定によって一段落を見た国家と宗教との関係の制度化は、その時点から変容を開始することになる」（二三頁）との考えから、この変容をもたらしたと考えられる要因として、明治憲法そのもの、議会という機関の登場、宗教全般の専門家を称する宗教学者の登場を検討すると述べている。そして「こうした変容は、明治二〇年に導入された「神社改正之件」が明治四〇年に至って崩壊することで、より明らかなものになる。第二部は、この「神社改正之件」の崩壊過程とその後を訪れる二〇世紀の新たな政策群―神社合祀と三教会同―を叙述することで、幕を閉じる」（二四頁）と結んでいる。

〔26〕 この方法を、宗教という観念の変遷を明らかにする方法として用いたのは、たしかに、山口氏のオリジナルであろう。しかし、他の分野に無知な私には、この手法そのものが山口氏のオリジナルなのかどうかまでは分からない。

〔27〕 くだくなつて申し訳ないが、これも私が「神社非宗教論」の形成を研究した結果として提起したものであることは、註「8」から明らかであろう。

〔28〕 たしかに「神社改正之件」は一般になじみのないものだろう。しかし、他方で、先学の業績によって、専門

の研究者の間では、これを抜きにして明治二〇年代以降の神社行政を語ることはできないという認識が共有されつつあるのも、偽らざるところである。そうであるするならば、ここにおいて、山口氏がまず述べるべきことは、この重大な政策に着目した先学の業績を紹介することではなかったか。ところが、この部分においては勿論、「神社改正之件」の成立を論じた第五章においても、そのことには全く触れていない。わずかに、参照の便宜上、私が活字化したものに依拠することが、断られているのみである（しかも、第五章は、既に、中島氏、阪本氏、そして私によって紹介されている史料を中核とし、それを駆使して、これまた三者によって指摘されている主要な論点を確認しているにすぎない）。

しかたがないので私が紹介しよう。「神社改正之件」に最初に注目したのは、阪本健一氏であり、『公文類聚』所収のものが同氏編『明治以降神社関係法令史料』（神社本庁、昭和四三年一月）に収められている。この「神社改正之件」の意義を認めて、「国家神道」理解の重要な柱として位置づけたのが中島三千男氏の「明治憲法体制」の確立と国家のイデオロギー政策―国家神道体制の確立過程―」（『日本史研究』第一七六号、昭和五二年四月）であった。さらに、もつとくわしい史料を『公文別録』と『三条家文書』の中に発見して論文に盛り込んだのが阪本是丸氏であった（『明治一〇年代の宗教政策と井上毅』『國學院雜誌』第八七卷一一号、昭和六一年一月）。および、葦津珍彦著・阪本是丸註『国家神道とは何だったのか』神社新報社、昭和六二年四月）。なお、私の史料紹介は、この重要な史料が学界の共有物となることを願って、阪本氏が発見した史料の中に収められている文書を翻刻するとともに、各文書の関連および審議過程を整理したものであった（『神社改正之件』に関する史料の翻刻と解説）『明治聖徳記念学会紀要』復刊第二号、平成元年二月）。

ちなみに、後半の「思い付き的な手法」という批判は、宮地正人氏にむけられているようだが、何故、実名

をあげ、批判の対象となっている言説なり、論文なりを示さなかつたのか腑に落ちない。

おわりに

本稿における批判点をここであらためて整理すると、以下の二点に要約できる。

① 本書の根幹をなす「国家と宗教との関係を宗教という観念の定着過程から考察する」という問題設定は山口氏のオリジナルではない。にもかかわらず、これまでの研究においては問われたことがないなどと、山口氏独自のものであるかのように装っている。

② ①の問題設定の意義を高めるために行われている研究史の整理は、先行学説に対する内在的理解に基づく批判的吟味ではない。自らが依拠する場合には実名を伏せ、批判する場合には名前を挙げるといふ狡猾な手法で、先行学説を歪曲ないし矮小化し、自らが批判の対象として設定した村上説の修正派という枠組みに強引に当てはめているにすぎない。

私の説を例にあげれば、私の説への言及は歪曲して否定した部分と本書にとつて非本質的な部分だけであつて、あとは私が引用した史料ないしその吟味を利用するついでに私の名を挙げているに過ぎない。要するに、山口氏の立論の根幹に関係する部分についてはまったく無視しているのである。

山口氏は「あとがき」において「自らのことを文章にするのは大の苦手で、できることなら避けたかつたが、それをまったく抜きにしてお礼を述べることなどできそうになく、気恥ずかしさと感謝の念との葛藤でやけに素気ない謝辞となつてしまつた。その上途中からは敬称略どころか名称略。右の点を「了察の上、これは自分のことに相違ある

まいとご推読願えれば幸いである」(三五二頁)と書いている。「あとがき」をどう書くかと、それは山口氏の勝手である。しかし、本論は違う。特に問題設定の部分において、先行研究に対する名称略どころから尊敬心も略。この点をご了承の上、これは自分の説に相違あるまいと推読して満足せよとは何事か。

さらに「あとがき」によれば、本書は博士論文を改訂したものだそうである。学位請求論文に、本稿で批判したような研究整理・問題設定が記されていたのかどうかは知らない。しかし、このような記述を掲載した書物が、東京大学出版会“から刊行され、学界に流布しようとしていることは紛れもない事実である。どうしてこれがチェックできなかったのか。おそらく、専門論文を本当に評価できるのは、同一分野の、しかも極く限られた専門家しかいないという、今日の学問の細分化が産んだ“喜劇“なのであろう。しかし、いくら考えてみても、学問の細分化をおしとどめる方法はみつかりそうもない。そうだとすれば、唯一の望みは、研究者の養成にあたってあらためて学問的倫理性を磨くことに心を砕く、これしかないのではあるまいか。そして、その教育は、他人のアイデアや努力を黙って借用してはならないというような消極的なものにとどまることなく、対象に対する愛情と、先学に対する敬意とを育てようとするものでなければならぬだろう。

なお、本書の本論に対する批判は別稿において行なうことを予定している。

(につた ひとし・皇學館大學助教授)

(編輯委員会注 山口輝臣氏著の発行は六月三十日付であり、皇學館論叢本号は六月十日付となっている。

新田均氏が六月末に寄贈を受けて執筆、編輯委員会への提出は七月上旬であった。本号の編輯が延びていたため掲載となったものである。)